

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和2年5月19日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第13号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部を次のように改正する。

別表第2中

6 その他特別の事情がある者	減免を必要とする場合で、特別の事情があるとき。	前各号に準ずる額	広域連合長が必要と認める書類
----------------	-------------------------	----------	----------------

を

6 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の世帯主が死亡し又は重篤な傷病を負った者	新型コロナウイルス感染症により、死亡し又は重篤な傷病であると認められるとき。	全額	医師の診断書、医療費の領収書、入院期間が把握できる書類など。
---	--	----	--------------------------------

7 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の世帯主の収入の減少が見込まれる者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当するとき。</p> <p>ア 世帯主の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上あること。</p> <p>イ 世帯主の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2</p>	<p>同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額に、世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)を乗じ、被保険者の属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額を除して算出した対象保険料額に、世帯主の前年の合計所得金額に応じた割合を乗じて得た額</p> <p>前年の合計所得金額が</p> <ul style="list-style-type: none"> 300万円以下 上記算出額の全額 400万円以下 上記算出額の10分の8 550万円以下 上記算出額の10分の6 750万円以下 上記算出額の10分の4 1,000万円以下 上記算出額の10分の2 <p>ただし、世帯主の事業廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額に</p>	給与明細書、税務署提出の廃業届、事業主の証明、事業収入等の減少が把握できる書類など。
---	--	--	--

	<p>項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。) の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 世帯主の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	かかわらず、上記算出額の全額	
8 その他特別の事情がある者	減免を必要とする場合で、特別の事情があるとき。	前各号に準ずる額	広域連合長が必要と認める書類

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第6号及び第7号については、令和元年度分及び令和2年度分の保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が定められているものとする。)について適用する。